

令和3年度 第3回 酒田市環境審議会 議事要旨

日 時／令和4年1月24日（月）14:00～16:40

場 所／酒田地区広域行政組合 大会議室

出席者／別添次第のとおり

1. 開 会 （略）

2. 諮 問 酒田市長（代理：市民部長）から環境審議会会長あて諮問文を読み上げ、諮問書を手交する。

3. 市民部長あいさつ （略）

4. 議 事

議長（会長） それでは、次第に沿って議事を進めることといたします。はじめに本日の審議会の流れについて、事務局より説明の方よろしくお願ひいたします。

事務局 <審議会の進め方 説明>

議長（会長） ただ今事務局から説明がありましたが、今回の審議の進め方について、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

議長（会長） ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

議長（会長） それでは次に、再び事務局より説明があります。

<資料1 説明>

議長（会長） ありがとうございます。ただ今事務局から説明がありましたが、内容について、ご質問等はございませんでしょうか。

委員 環境影響評価書の提出者でコンソーシアムの中に計画段階の配慮書を既に提出した事業者と提出していない事業者が入っているのは表で

わかりますが、このあたりで法令上の手続きが適正なのか疑問に思いました。コンソーシアムは山形県から要請を受けて今の事情で地元の負担が大変なこともあり合理的に考えるのは理解できますが、事業者が県から要請を受けて自主的な枠組みを整えたところのもの、事業を共同で実施する組織ではないとも聞いています。仮に計画段階環境配慮書を提出していないコンソーシアムに加わる事業者が公募の結果として選定された場合、環境影響評価法上の計画段階環境配慮書の手続きを省いたことになってしまうのでは。省くことが特例として認められる法令上の根拠がどこに記載されているのかを確認したいです。

事務局 こちらのほうの手続きについては、公正取引委員会、経産省、環境省に県の方で相談した経緯があるということです。実際、配慮書は提出されていないものの方法書の段階で統一した配慮書を提出しました事業者が作った配慮書を継承する意味合いがあると聞いております。

委員 私が伺ったのは環境影響評価法上の法令に今の計画段階環境配慮書の手続きを省いた事業者が方法書のコンソーシアムに入ることが可能かどうか、それを認めるのが特例として認められるのかなどの法令上の条文がどこかにあるのかをお聞きしたい。

事務局 事例としては初めての事例なので、実際、根拠法令等こちらで資料は頂いているので、後ほど会議終了後ご連絡する。県の方にも確認する。

委員 根拠法令については、県の方に市から確認を取るとは必要なことである。法文も合わせて示してもらおうよう、県に要請してもらいたい。
また環境省では環境影響調査について、1月7日の環境省のホームページで洋上風力発電における環境影響評価等の合理化のために導入を促進することを目的とした調査を実施する海域を公募している。その結果、遊佐沖の一か所が選定されたが、その情報はご承知ですか。

事務局 市でも確認している。国の補助をいただいて調査をするような内容なので、市にも意見がないか県で確認に来ており、意見はないと回答した。本来事業者が行う環境影響調査項目について調査を県が実施して共同で使用してもらおうという流れと聞いている。業者選定が行われてから事業者が調査をしていくと時間がかかるということで、なるべく短縮したいという意味合いがあつて、県が早めに調査ができるのであれば調査を行い、そこで不足があれば事業者が行うということで聞いています。

委員

今の説明は環境省のホームページにも書いてあるのですが、改めて皆さんと共有したいのは、この事業は 2022 年予算が確定してからの事業になるが、環境影響評価の準備書の作成に必要な調査ということで今日、提出いただいた方法書の内容と重なる。この内全ての調査を県、国が行うのではなくて文献調査、ヒアリング調査、現地調査の中で猛禽類、渡り鳥などの生態系を想定されている。一方、配置計画が不明な段階であるため騒音、景観等の現地調査は除かれていると明記されている。取りまとめた情報を事業者や地方公共団体に提供するというので、県が調査するわけではなく国が調査してそれを事業者と県に提供するという書きぶりになっているので確認いただきたい。去年の 11 月 16 日から 12 月 20 日に公募期間を設定されていたということを考えると、今回提出された方法書については環境省が実施する調査項目も含まれている。要するに環境省が調査すると決めたわけなので環境省が調査項目を確定する。その後にコンサルや県に発注するかはわからない。調査方法も含めて調査を実施することになる。今日提出された、方法書の中身もその部分については差し替わる可能性が十分ある。であるならばこの方法書を使用すること自体が果たして合理的なのかどうかというのが疑問である。その辺りの整理はどのように考えていくのか。市の方で判断はつきにくいかもしれないが考え方があれば教えていただきたい。

事務局

県の方には確認しているが、環境省の環境アセスメントの情報収集のための海域の指定という形で、実施するのは環境省の方なのかは再度確認していきたい。情報が出てきた後の形となると、今の段階で方法書というような形で出されてきたので、そこが変わっても次の段階で審議になるかと思われる。これが遡ってというようにはならないと考えている。ここについても県の方に確認してみる。

委員

公募期間が去年の 11～12 月であり、この間にコンソーシアムの話も同時進行で重なる時期の話だと思うが、コンソーシアムとしては方法書を取りまとめる時点で、県は手を挙げているのは重々承知で方法書の作成をしていると推察しているのだが、もしそうであるならば環境省の調査を待って調査項目の確定したものを記載すれば済む話。その点は市の方ではわからないと思うのだが、そういうところを指摘しておきたい。この辺りは後で事業者を確認したい。その上で私の個人的な意見としては、法令の適正な確認の話を含めて、環境省の調査関係も含めて、県知事への回答を保留することも含めて検討してみるべきではないかと思

います。

事務局 環境影響評価については事業者が実施するものであり、事業者の判断でどの時点を出すのかということも決まるため、コンソーシアムの結成の協議等については事業者の方に確認していただければと思います。

議長（会長） 他に無いようであれば、次に参ります。

議長（会長） 本日「資料2」として、遊佐沖洋上風力発電の配慮書について審議した今年度第1回審議会の答申書抜粋を、「資料3」として、遊佐沖洋上風力発電の方法書について審議した今年度第2回審議会の答申書抜粋をお手元に配布いたしました。これまでもこの方法を採用してきましたが、遊佐沖洋上風力発電の配慮書・方法書の審議については、事業者の説明も、我々の審議内容も、重なる部分が多いことから、意見の取りまとめの際、この「資料2」「資料3」をたたき台にして進めたいと思います。いかがでしょうか。

<異議なし>

議長（会長） ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

4 議事 (1) 計画段階環境配慮書についての説明と質疑応答

議長（会長） では続いて「議事(1) 計画段階環境配慮書についての説明と質疑応答」に移ります。事務局にて、配慮書の事業者さんとのリモート接続の調整をお願いします。

議長（会長） それでは、事業者さんからの説明をいただきます。事業者Aさん、ご説明をお願いいたします。

<事業者説明>

議長（会長） ご説明ありがとうございました。ただいま説明のありました配慮書の内容について、委員の皆様からご質問等のある方の発言を求めます。

委員 配慮書についてのお願いが2つです。配慮書を読ませていただいたが、私自身海の関係の者なので海藻類について記載が薄いように感じた。あ

まりよく書かれていない気がしました。というのも、ある企業のものを読ませていただいた時に、文献が古いというのが気になった。書いてある通り、現場に出向いていただいてどんなものがあるのかどういふことが必要なかをきちっとやっていただきたい。ただ単に法律で書いているもの、要求しているものをクリアしているからではなく、現地で暮らしている方もいるし、生業をされている方もいるので、その辺りの情報を取って、最新の情報で対応していただきたい。

もう一つフォトモンタージュのことについてお願いがあります。今までのフォトモンタージュを見ると、隣の遊佐町も作っているようだが海岸から見たものが多い。遊佐町の沖で見えないところもあるはず。海岸から見ると見えるがある程度のところに行けば見えない。そういったところをはっきり言っておかないと心配だけを与えてしまう。そういったことはないようにしていただきたい。

事業者 承知いたしました。貴重なご意見ありがとうございます。

委員 動物保全の観点から質問させていただく。

配慮すべき動物の生息地について、今回は洋上なので IBA のみならず、海鳥に記載してあるマリーン IBA も参照いただきたい。今回の事業候補地はマリーン IBA の「飛島・御積島」というエリアに該当している。マリーン IBA も参照資料として追加し、影響評価を検討いただきたい。

動物に関して、方法書以降での留意事項の記載に、「環境保全措置を検討する」とあるが、具体的にどんな措置を検討しているのかお尋ねしたい。ぜひ、調査の結果、バードストライク、バットストライクなどが生じないような配置、仕様、高さ等を検討いただきたい。

資料によると渡り鳥のルートに事業予定地がかかっているので、影響が大きい場合は稼働調整を含めた環境保全措置の検討をお願いできたらと思います。

事業者 マリーン IBA に関しましては、情報について調べているので、追加変更していきたいと思えます。今回は海域ですので環境省の重要海域に指定されている海域に関しては調べておりますが、事業実施想定区域外であることは確認しております。

また環境保全措置ですが、こちらに関しても特に騒音、景観に関しては風車の配置計画、機種など今後の地盤調査等の結果が出ましたら、できる限り影響が低減されるように計画を進めて行きたい。

そして動物に関しては、特に工事中の音が問題になるような知見は得

られておりません。最後にご指摘いただいた稼働調整に関して、今後専門家の知見を得ながら方法書以降で検討していきたいと思っております。

委員 初めに要約書3頁の最大出力、基数を想定した場合にその設置に必要な事業実施想定区域の面積はどれくらいになるのか。

事業者 事業実施区域の総面積としては、3,420ヘクタールとなっておりますが、どのように風車が立ち並ぶのか、風車の配置や大きさなどについては、方法書以降で現地調査も含めて検討していくところではございますが、まずは全体の面積としては、3,420ヘクタールでご認識いただきたい。

委員 はい。要約書の頁に複数案の設定という記載があるが、今回事業者の方で事業実施想定区域を広めに設定しており、方法書以降の手続きの中で環境影響の回避低減を考慮して段階的に区域を検討し絞り込むという形で述べられている。このような進め方を検討して絞り込むということであれば、計画段階配慮書手続きに係る技術ガイドラインの文章に書かれていて、位置・規模の複数案から絞り込める過程である区域を広めに設定するタイプの位置・規模の複数案の一種とみなすことができると記載されています。今回の事業者だけではなく他の事業者にも確認している話なのですが、この計画段階環境配慮書の手続きの目的というところからすると、様々な複数案を提示して環境影響の一番低い配置計画はどれか等、探っていくのがこの手続きの目的ですよね。それができない場合は理由を明らかにするというのがガイドラインにも書かれている。この事業の実施区域を広めに設定するというのは最大基数であれば、今おっしゃった3420ヘクタールに近いところになるのだろうが、既にこの事業実施計画を想定している場所が県の検討部会で既に提示されている場所で事業を想定する海域になっているわけなので、予めここでやるというのは決まった上での話だと思うのだが、こういった場合には事業実施区域を絞り込んでいく検討の進め方はならないと私は考えている。無理にそのガイドラインに合わせて複数案を提示しないという理由付けをするのではなく、できない理由をちゃんと明記した方が理解しやすいのかなと思っております。その辺りのことを伺いたい。

事業者 有望区域としてエリアが計画として挙がっていますが、我々の方ではこれからの調査で決定していくことが望ましいと考えている。ですので配置等に関する複数案を現在の配慮書段階で提示することは難しいと考えています。

委員 その考え方が理解できないと言っているので、今おっしゃったようなことを具体的に理由として書き込む方がいいと思っている。ガイドラインの言葉尻を取って複数案を出せないということに理由付けをしての書き振りではなく、現実的にこうだから今はできないというような理由を具体的に書いた方がよい。この海域でやることは想定されていることなので、それに沿って最大基数の算出をされているのだから、後半に説明されたようなことを書いた方がいいと思うという意見です。

事業者 方法書以降ではいただいた意見も含めて記載を検討していきたい。

委員 続いて要約書 45 頁。風力発電事業で一番懸念される一つとして超低周波音があるが、評価結果が書かれている中段を読み上げると、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することによって、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する、と書かれている。その上で配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して風力発電機の配置及び機種を検討する、2 つ目に環境保全措置により影響の低減に努める、と書かれている。この具体的なところについて補足いただきたい。例えば、施設等に一番近い風力発電機については出力規模を小さくするという事なのか、あるいは施設に近い場合は設置しないという検討なのかどうか、具体的な考えを補足いただきたい。

事業者 具体的な環境保全措置として、例えば騒音については距離が離れれば離れるほど小さくなるということは承知しております。超低周波音ですが、こちらは環境省が出している「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」というところで、20Hz 以下の超低周波音の数値は聴覚閾値を下回るということがあるので、低周波音については圧迫感や振動感を感じるかどうかの観点で考えております。

質問いただいた具体的な配置をどのように考えるかについては、現在配慮書段階では 2 km までの距離において施設やルートを把握しておりますので、今後の現地調査の結果を評価して、それを踏まえた上でどの程度回避低減されるか予測評価したい。

また風車の配置については現地地盤調査の結果を踏まえないとわからないので、配慮書段階では騒音低周波音の影響範囲として評価しています。

委員 具体的な検討内容はおっしゃっていただけなかったのは残念なの

ですが、時間の関係から次の質問をします。要約書 75 頁。動物の評価結果について、施設の存在並びに施設の稼働がバットストライク及びバードストライク、移動経路の阻害を及ぼす可能性がある。しかしながら、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価すると記載があり、その中で生息状況を現地調査等により把握し、また重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討し、環境保全措置により影響の低減に努める、と記載があるが、現時点で環境保全措置というのはどのようなものなのか補足いただきたい。風力発電機の配置や機種を検討することは考えているのかも含めて教えていただきたい。

事業者 今後、陸上の動物、鳥類、コウモリ類については、飛翔状況を陸と海から、高度や生息状況、飛翔の方向なども調査していく。事業エリアでの状況について現地調査を踏まえて機種の選定を考えている。現時点では風車のメーカーなどは決まっていません。

委員 より具体的な措置の考えをお聞きしたかったのですが、現段階では具体的な考えはないということではよろしいか。ただ環境保全措置は行うという抽象的なことしか述べられないということですか。

事業者 現時点では、ご説明した内容になるかと考えていて、今後、文献調査や現地調査も踏まえて検討していきたいと考えています。

委員 要約書 84 頁の主要な眺望点についてだが、この地域は定期船の航路があり酒田港から飛島に向かう定期船が運航されている。その定期船からも、かなりインパクトのある構造物として見えるわけなので、主要な眺望点として飛島の定期航路のどこかに設定するようにしていただきたい。眺望点の追加の意見です。

事業者 方法書で追加したいと思います。

委員 89 頁の景観の予測手法について、事業実施想定区域との位置関係により直接改変の有無を予測したとあります。②Cの主要な眺望点からの風力発電機の見えの大きさというところでは、主要な眺望点と事業実施想定区域の最寄地点までの最短距離をもとに風力発電の見えの大きさについて予測したと述べられている。92 頁には予測した結果が書かれていて 94 頁にその評価が述べられている。評価の結果として 94 頁には主

要な眺望景観の変化の程度と書かれているわけだが、主要な眺望景観の変化に影響の可能性はあるが今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価するが、方法書以降も引き続き最新の知見の収集に努めるとあり、1 つは沿岸部より一定の離隔を確保した配置を検討する。主要な眺望点の眺望方向や眺望対象、眺望点の利用状況を踏まえて、風力発電機の配置を検討する、主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成するフォトモンタージュ法によって、主要な眺望景観への影響について予測し、必要に応じて風力発電機の配置の再検討の環境保全措置を検討する。あるいは風力発電機の塗装色を自然なじみやすい色で検討するというように書かれています。

実際にどのように評価するかについて補足をいただきたい。単に写真を提示して説明会で反応を伺うというのは評価ではない。どれくらいの人がこのレベルだと圧迫感を感じるなど、景観への影響が大きすぎるなどの段階的にランク付けしていくというのが評価法になるのでそういう視点のフォトモンタージュ法による影響の予測について評価の方法を説明いただきたい。

事業者 実際はフォトモンタージュの作成も春夏秋冬など地域の人から親しまれている景観の見え方のポイントを押さえて作成する。それを基にヒアリング等も実施しながら進めていくと考えています。フォトモンタージュを完成させることはもちろんですが、フォトモンタージュに対する評価をいただきながら今後、予測評価をして参りたい。

委員 途中明確に聞き取れなかったのですが、景観対策ガイドラインを参考にされていて、送電用鉄塔を対象にした垂直見込角と鉄塔の見え方の評価をそのまま参考にされるという風に記載はあるが、そのガイドラインの考え方を踏襲してフォトモンタージュの評価をするのかしないのかが聞き取れなかった。

事業者 現在では、送電鉄塔を用いた環境省のガイドラインで実施している。今回は洋上に多数並ぶわけですので、直接の引用は厳しいと考えている。もう少し実際の状況に合わせた評価の仕方も検討していきたい。

委員 もう一つ、要約書 97 頁。人と自然とのふれあいの活動の場の評価についてですが、予測手法として地形改変および施設の存在に伴う主要な人との自然なふれあいの活動の場への影響について、事業実施想定区域

との位置関係より直接改変の有無を予測した。予測結果としては直接的な改変は生じないと予測すると書かれていて、評価結果の中では主要な人と自然とのふれあいの活動の場はいずれも事業実施想定区域に含まれず、直接的な改変は生じないことから重大な影響はないと評価するとある。その中身として利用環境及び利用状況等の現況調査を実施し今後の事業計画を検討する際はそれらの結果を踏まえるとともに必要に応じて環境保全措置を検討し影響の低減に努めるとある。景観の議論と重なるが多くの箇所において見えの大きさとして際立った存在になって周囲の景観とは調和しえない、見上げるような位置にあり圧迫感が強くなる状況を招くことになることが容易に予測される。それに対して重大な影響がないとしてあるが、その理由を説明していただきたい。

事業者 主要な人と自然とのふれあいの活動の場に関しましては、配慮書段階では事業実施想定区域内の海域には存在していないので、このような形で評価させていただいている。ただ、周辺区域で西浜海水浴場、十里塚海水浴場等もございますので、実際の利用状況も調査しながら保全措置を実施する中で重大な影響を回避低減できると考えられると結論付けております。

委員 予測手法として直接改変の有無についてのみ予測するという考え方を取られているが、これはとても不適切な話である。海岸利用者が活動の場において体感する状態の変化、眺望景観の変化、騒音を感じ取ることもあるので、そういったことについて予測するのも必要なのですが、そこが抜けている。直接改変の有無のみ予測してそれを利用して影響が重大ではないという風に論じるのは事業者としての姿勢に疑問を感じる書き振りになっている。改めて直接改変の有無についてのみ予測するとした理由はどこにあるのでしょうか。

事業者 申し訳ありませんが、配慮書段階では事業実施想定区域内というところで考えさせていただいて、このように書かせていただいている。今後方法書以降につきまして直接、間接改変も含めて検討していきたい。

委員 申し上げたいところは他のところにも共通するが、影響が少ないような見せ方・書きぶりにするというのがこの手続きの話ではなく、どの程度影響があるのかを客観的に示して、それでコミュニケーションをとっていく、それで事業を理解して進めることが必要なわけで、影響がないというような評価の書きぶりは、特に注意をして記載していただきたい

と思います。

事業者 重々検討いたしまして、環境影響評価手続きの中で考えさせていただきたいと思います。

委員 最後に、低周波水中音の連続曝露による魚類への影響について、要するに水中騒音はどういう風な評価をこれからしていくのかをお聞きしたい。洋上風力発電の場合その辺りが心配される環境項目になるが今の現時点での低周波水中音の考えはいかがでしょうか。

事業者 水中音に関しては、稼働時の水中音と工事中の2つに分けられるが、これらの水中音が海洋生物に与える影響についてはまだ知見が少なく欧州で研究はされているがまだ評価テーブルに載せるようなものにはなっていないので配慮書段階では評価していないものの、方法書以降で評価することを考えている。特に工事中の水中音だとある程度大きい音がするので、例えば魚類がどれくらい聞こえるのか魚類の聴覚測定のようなものがある。周波数レベルによって聞こえる聞こえないもあるのでその辺りも含めた調査になると思う。稼働中の音についてはほとんど影響がないと考えているが、そちらについても今後専門家の先生とさらに議論して方法書以降で実際の調査、現況の音ですとか、文献から得られる水中音等、今後のアセスメントの中で示したいと考えている。

議長（会長） 事業者Aの皆様、ありがとうございました。事業者さんとのリモート接続の解除をお願いします。

4 議事 (2) 計画段階環境配慮書についての意見

議長（会長） それでは「議事（2）計画段階環境配慮書についての意見」を皆様から伺いたいと思います。お手元の「資料2」をご覧ください。まずは前回の配慮書への答申書の抜粋である「資料2」に沿って、審議会の意見として取り上げるかどうか、修正すべき点があるか、確認していきたいと思います。そしてその後に、資料2に挙げられていない意見についてお伺いしたいと思います。

議長（会長） <資料2の答申書（1）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料2の答申書（2）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料2の答申書（3）読み上げ>

委員 (3)の「発電設備の配置については」の文言を、(2)の「事業の位置・規模、建造物の配置・構造等の検討にあたっては」と同様の形にしてもらえればと思います。配置だけでなく高さなども影響してくると思いますので、(2)のように詳細な文言に変更していただければ。

議長（会長） よろしいでしょうか。それではそのように訂正したいと思います。

議長（会長） <資料2の答申書（4）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料2の答申書（5）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料2の答申書（6）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料2の答申書（7）読み上げ>

委員 文言追加の提案です。最後の文言に続いて、「またフォトモンタージュ法による景観予測については、評価方法を検討し明示すること」という文言を追加してほしいという意見になります。

委員 委員、それは見え方について、もう少し気を使ってくださいということでしょうか。

委員 よく挙げられる鉄塔を例とした見え方の表のような形で整理するとか、客観的な手法を検討してほしいということになります。例えば1000

人のモニターを用意して見せるような実験をするなどして、あのような表が作成されたと思うのですよね。ただ画像を1枚2枚提示されるだけでは意味がないということです。

委員 見る人によって左右されてしまうようなことがないようにということですね。委員の言う通りだと思います。

委員 そのように明示されて、ある程度の圧迫感があっても仕方ないというようなことにならないと、洋上風力は進まないと思いますので。そのようなコミュニケーションをとるためにも、客観的なランク表のようなものが提示されない限り、議論が行ったり来たりすると思うのですよね。

議長（会長） はい。それでは文言を追加することで、取りまとめたいと思います。

議長（会長） <資料2の答申書（8）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料2の答申書（9）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） 資料2の（10）については、今回、人と自然とのふれあいの活動の場という項目は選定されておりますので、省略することとしてもよろしいでしょうか。

委員 そうですね。その代わりということで、主要な眺望点として飛島の定期航路が含まれていなかったため、追加してほしいという意見を入れてはいかがでしょうか。他の事業者は結構入れてくれていたので。

委員 異議ありません。

議長（会長） それでは追加する方向でいきたいと思います。今、資料2に対していただいたご意見は、修正部分も含めて取りまとめたいと思います。

議長（会長） それでは以上で、計画段階環境配慮書についての意見の取りまとめを終わります。皆様、貴重なご意見ありがとうございました。ただいま出

された意見を取りまとめ、答申書を作成いたします。答申書については私と副会長にご一任いただくということでご了承願います。

< 5分間程度休憩 >

4 議事 (3) 環境影響評価方法書についての説明と質疑応答

議長（会長） それでは議事を再開いたします。続いて「議事（3）環境影響評価方法書についての説明と質疑応答」に移ります。それでは事業者説明の前に、リモート接続調整のための準備の方から入室いただき、準備をお願いしたいと思います。

議長（会長） それでは、事業者さんからの説明をいただきます。事業者Bさん、ご説明をお願いいたします。

< 事業者説明 >

議長（会長） ご説明ありがとうございました。ただいま説明のありました方法書の内容について、委員の皆様からご質問等のある方の発言を求めます。

委員 コンソーシアムというスタイルは初めて。今回は共同で方法書を提出していますが、次の準備書段階では選定された事業実施事業者が具体的な内容で提出してくるという理解でよいのでしょうか。

事業者 ご理解のとおりになるかと思います。次の段階は、事業者公募で選定された事業者が準備書を実施すると考えております。

委員 わかりました。

概要書の15頁、表3.1.3の自然保護の欄。国立公園に丸が付いているが、この場所は「鳥海国定公園」を想定しているのかと思います。

また、要約書の61頁「イ 発電設備等の構造もしくは配置」の中に、「今後の手続きの中で騒音、風車の影、景観等の影響を検討しながら絞り込む」とあるが、この中に動物への影響、特にバードストライク、バットストライクなどのリスクがある種への影響についても検討項目として含めていただきたいと思います。次に本書311頁、動物の評価結果を受けた方法書以降の手続きについて留意する事項の中で「専門家へのヒアリングを行いながら現地調査を実施し～生息する動物の状況を適

切に把握する」とありますが、それだけでなく、影響を極力回避する風車の構造や配置を検討していただきたいと思います。また、どうしても回避できない場合は、影響が大きい時期や時間帯の稼働調整も含めた影響低減対策も検討いただければと思います。

事業者 承知しました。

委員 まず、コンソーシアムについての説明を伺いたいと思います。コンソーシアム各社の中には、配慮書を提出しているところと提出していないところがあります。県の要請で、関係機関との協議・確認の上でコンソーシアムを立ち上げられたわけですが、その際、配慮書を提出していない事業者がいきなり方法書の段階で入っていることについて、環境影響評価法上の問題は無いのか、その点について環境省との調整はどのようにされたのか、お聞きしたいと思います。

事業者 アセス法の手続きについては環境省に調整・確認をしています。関連する各法令については各個に確認済みです。既存の配慮書6つの内、今回の方法書の元となるもの以外は「廃止届」を提出しました。残った配慮書の継承については法的な問題はない旨を確認済みです。

委員 コンソーシアムの設置時期はいつですか。

事業者 設置時期としては、事業者間の覚書締結の時期になると考えられますが、実質的には方法書の提出の直前に、覚書の締結、事業者間での方法書の作成と不要な配慮書の廃止手続きを行いました。

委員 続いて環境影響調査についてお聞きします。1月7日の環境省ホームページで、遊佐沖の海域について環境省が環境影響調査を実施し、そのデータを事業者や地方公共団体に提供するということが公表されました。配置計画が不明な段階なので、騒音や景観の調査は除かれると思いますが、それ以外の調査については国が調査することになると思います。今回、方法書が提出されていますが、その内容の一部は今後環境省が行う調査に準じる話になると思います。その場合、この方法書の内容は差替えとなるのでしょうか。調査事業は公募であり、この方法書はそれを前提に取りまとめてこられたと思います。両者が重なる部分についてどう整理されるのでしょうか。

事業者 我々もこの件について環境省のヒアリングを受けており、今後、環境省と調整が必要と考えています。我々の方法書は6社の配慮書の内容を入れているため調査点が多く調査内容が手厚くなっています。環境省のヒアリングの中の話では、環境省の調査はもう少しシンプルに行う模様です。詳しい調査内容については、環境省と確認・協議していきたいと思えます。

委員 貴社以外にも手続きを進めている事業者が複数あり、環境省の調査結果や調査方法は他の事業者にも提供されていくわけですから話をよく整理をしておかないと、一旦出された方法書を変更するのは、難しい話になると思えます。

事業者 2月中に仕様書を作ると環境省から聞いています。今後よく協議していきたいと思えます。元々複数の事業者が同時に調査するのは良くないということから一つにまとまっているので、調査方法等で意見が分かれるのでは歪な形になりかねません。その点についても環境省と相談したいと思えます。

(補足：環境省の調査仕様によって、現方法書の再提出・差し替えは想定しておりません。環境省の調査内容を踏まえて、事業者としては、環境省の調査内容と項目で仕分ける、あるいは、不足する部分の調査を実施するなど、対応策について相談する予定です。)

委員 方法書の手続きとしては、最終的に知事の判断ということで意見が出てくると思うので、その前には話が整理されないと混乱が起きるかなと懸念しています。

また、方法書の整理に当たって、環境影響が大きくなる項目や影響範囲の修正箇所など様々あるかと思えますが、その辺りを整理した表は別途ないのでしょうか。そうした表があるとわかりやすかったのですが。

事業者 整理表そのものはありませんが、大きな変更点としては、風車が多少大きくなっているということです。これによって騒音等の範囲も変わってきますし、その範囲に合わせて環境影響評価の範囲や景観の影響範囲も定めています。詳しくは313頁の表をご覧ください。

委員 比較表があればいいな、という意見でした。

続いて方法書206頁(b)主要な眺望景観への影響について質問します。(以下、本文を朗読)。ここで、圧迫感を受けることが懸念される範

囲を、最大垂直見込角が 12 度以上の範囲とした理由について、ご説明
いただきたいと思います。

事業者 12 度以上という数字は、206 頁の表から選定させていただきました。
ただあくまでも一つの基準として示したのであって、必要に応じて全て
明らかにしていくつもりでございます。

委員 表では 10～12 度とあります。そうだとすれば、環境影響評価法上は
より安全サイドに沿った数値を使うべきで、ここで引用するならば 10
度の方が適切だと思います。いかがでしょうか。

事業者 検討させていただきます。

委員 204 頁、主要な眺望点における垂直見込角が 12 度という表現だけは
ありますが、それ以外の眺望点についての数字は出ていません。こうし
た表示は、事業者として真摯な対応ではないと思います。数字を明記し
ておくべきだと思いますが、いかがですか。

事業者 その他の垂直見込角についても標記いたします。

委員 続いて 209 頁の評価結果についてです。(以下、本文を朗読)。
(2) 予想 ②予想結果 (b) 主要な眺望景観への影響
(3) 評価 ②評価結果 (b) 主要な眺望景観への影響
この中で「眺望景観に対し大きな影響が生じることはないと予測され
る」との評価記載は、適切ではないと思います。垂直見込角が 10 度以
上で圧迫感を受けるという知見も引用されているわけです。さらにそれ
は鉄塔に関しての知見であって、今回、最大で 52 機の風車群として捉
えた眺望景観に対する見え方も違って来るはずで、圧迫感をより強く
感じる可能性は高くなると思います。大きな影響が生じる可能性が高い
と評価すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

事業者 方法書に従った調査では、集団で 52 機建っている風車群ということ
も踏まえて、フォトモンタージュを作成し、客観的に評価できるような
形にしてお示ししていきたいと思います。鉄塔の見え方につきましては
専門家に確認しまして、風車でも同様の見え方でよろしいとのご意見を
いただいております。

委員

今の話は、山形県知事の意見の一つとして、291 頁のNo.10 のところに出てきます。(以下、本文を朗読)。No.10 「意見」及び「対応方針」実際に聞き取りされた内容については、230 頁に記載があります。(以下、本文を朗読)。

方法書の今までの手続きでは、専門家の方の名前や所属先等の情報は記載しないようになっていました。しかしこれによって、専門家としてのその方の専門分野の実績が不明瞭になってしまうという問題があります。こういった匿名での意見標記になると、客観的に確認ができないのです。本来確認すべきことは、意見徴取した専門家がガイドライン掲載の方法を妥当としているその根拠について、事業者が確認できているかということです。研究の実績等から妥当であると発言されているのであれば、根拠となるその方の論文等を提示していただきたいと思います。

206 頁にあるように、鉄塔の見え方のガイドラインは、垂直見込角と見え方を対比して整理している。これに対して、今回対象としている洋上風力発電の風車群についての垂直見込角と見え方をどのように比較したのでしょうか。あるいは客観的な実験を含めたデータ等の提示、こういうものが無ければ、単なる専門家の主観的な考えに留まるわけです。だから事業者が、客観的な根拠を示す論文等を、意見聴取をした際に確認すべきだと思っています。そういったことを確認されたかをお聞きしたい。

事業者

現在は専門家にこのガイドラインでよいかどうか確認したのみで、なぜよいかというところまでは、ガイドラインの根拠そのものを全部確認するということになるので、そこまではやっておりません。今回ご指摘のあるように、客観的に評価できるような形での表現の仕方を考えたいと思います。

委員

表現の仕方の話ではなく、客観的な根拠のある資料を示すことが、またはそちらで確認することがとても大事という指摘です。改めてその意味を理解していただきたいと思います。そうしないと主観的な考えだけになってしまうので、今後の議論の中でまた行ったり来たりの議論がはじまってしまう恐れがあります。そこは事業者として検討していただきたいと思います。

事業者

ご指摘ありがとうございます。

委員

213 頁「人と自然との触れ合いの活動の場」についてです。(3) の②

に評価結果が書いてあります。(以下、本文を朗読)。

複数の箇所において、垂直見込角として際立った存在となり、周囲の景観と調和しえない見上げるような仰角になり、圧迫感が強くなるという状況を招くことが事業者側で予測されているのに、「重大な影響を回避している」と記載した理由はどこにありますか。

事業者 見え方については、景観の方で評価をすることで考えております。人と自然との触れ合いの活動の場そのものが活動に影響を受けるような、アクセスが分断されてしまうとかで評価・認識しております、その場合だと洋上のため全く影響がないということになり、それではさすがに乱暴なので、来場者に変化があるのか等を、評価の対象として行おうと、そのための前段としてフォトモンタージュを作って、施設管理者にヒアリングを行うことも考えているということで、直接的な視野角云々は景観の方で評価させていただきたいと思います。

委員 私が聴きたいのは、重大な影響がないとした理由です。そもそも予測手法として直接改変の有無だけについて予測するとした考え方が不適切だと考えます。海岸利用者が体感する状態の変化、眺望景観や騒音も含めて予測する必要があります。間接影響についての言及が結果に記載がないので、そもそものアセスの理念に立ち返ってきちんと予測評価していただきたい。

事業者 わかりました。ご指摘ありがとうございます。

委員 またフォトモンタージュによる予測評価の話が出ましたが、フォトモンタージュの写真を数点選んで見せて、どうですかということではなくて、鉄塔に関するガイドラインと同じように、見え方とフォトモンタージュ写真のレベル、要するに配置計画や機種などにより何パターンか用意して、それに対する客観的な評価ができるような実験的なものの検討を行うことが予測評価手法となると思うので、その手法の提示も含めて今後考えてほしいです。

事業者 来場者の変化なども評価手法にしようかと考えております。

委員 客観的に評価・議論できるようなものを出してほしいという意見なので、そこは真摯に検討いただきたいと思います。

事業者 わかりました。ご意見ありがとうございます。

委員 次に、水中音については、どう扱って評価していくつもりでしょうか。

事業者 水中音については、魚への影響があると漁業専門家からヒアリングしているため、水中音の測定を行うつもりで考えております。

委員 環境省調査の調整の際にも、関係者とも議論いただきたいと思います。

事業者 環境省の調査でも水中音の測定を行うことになっていたと思います。

委員 ありがとうございます。最後に確認ですが、環境大臣の意見は記載がないのでしょうか。

事業者 はい。環境大臣の意見を受けて、経産大臣の意見が出されるということになっておりますので、方法書には直接の記載がありません。

委員 わかりました。

議長（会長） 事業者Bの皆様、ありがとうございました。事業者さんとのリモート接続の解除をお願いします。

4 議事 （4）環境影響評価方法書についての意見

議長 それでは「議事（4）環境影響評価方法書についての意見」を皆様から伺いたいと思います。お手元の「資料3」をご覧ください。

委員 議長。最初の整理確認というか、個別の答申の議論の前に、全体的な前提の意見を述べたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（会長） はい。

委員 国の事業による調査の関連で、方法書について中身が変わる可能性もあるようでしたので、審議会として市長意見への答申の回答のタイミングを見合わせるべきではないでしょうか。事業者と環境省との整理も必要なことだと思うので、すぐに行う話ではないのかなと。

議長（会長） 答申書の提出についての話ですね。

委員 先程、2月くらいに事業者と環境省で方法書の中身について打ち合わせを行うという話が出ていたと思います。中身が変わるならば、それを確認した上で答申をした方がベストだと思います。今から答申の内容の準備をしておくことは良いと思いますが。

議長（会長） 県知事への回答期限はあるわけですね。

事務局 県知事からはおよそ1か月程度での回答を求められています。県の環境影響評価審査会のタイミングもあるかと思います。委員の言う通り、準備だけはしておいて、環境省との協議で内容が変わってくるのか見るということであれば、県にそれでよいか確認する方法もあるのかと思いますが、県が今の方法書段階での意見をいただきたいということであれば、今時点での内容で検討いただいて、意見を出す流れになるかと思います。

委員 それでよいのではないのでしょうか。変わる可能性があるということですので、確認するまで出さないというか。県も機械的ではなく、十分に色々な意見を聞いて審議するということを行っているわけですので、意見はできているけども、内容に変わりがなければそれで出すよということで、そういう立場で県に打診してはいかがでしょうか。県がそういうやり方に変えたということでしょうかから、我々の意見も応じた対応が必要かと思います。

議長（会長） それでは県に問合せ確認していただくということで。

事務局 既に1社は方法書の手続きが済んでいるわけで、そうすると整合性が取れないところも出てくるので、県の方でやはり現段階の内容で出して下さいという流れではないかと思いますが、確認したいと思います。

委員 方法書の中身が大きく変わってしまうのであれば、答申の内容も変わるかもしれないので、その場合は審議会委員に答申書の内容を再度確認するという手続きを取るのであれば、それでよいと思います。

議長（会長） そういう流れでよろしいでしょうか。変更があれば再度検討が必要ということですね。

委員 答申の中身については、時間も押しているので、事務局と文書やメール等でやりとりして取りまとめていただきたいと思います。まだ全部内容の確認もできていないので。

議長（会長） この場での議論でなくても、事務局としては大丈夫でしょうか。

事務局 今回既に出された意見の他に、たたき台の内容以外で意見があれば、後でご意見をいただいて反映させていただくという進め方でよろしいでしょうか。

委員 資料3の内容についてですよね。

事務局 はい。追加や修正意見も含めて出していただければと思います。

議長（会長） それでは後ほど文書やメールでやり取りさせていただくということで、その方向で事務局から調整いただければと思います。

議長（会長） 以上で、環境影響評価方法書についての意見の取りまとめを終わります。皆様、貴重なご意見ありがとうございました。ただいま出された意見を取りまとめ、答申書を作成いたします。答申書については私と副会長にご一任いただくということでご了承願います。

議長（会長） では、これにて本日の議事を終了します。
速やかな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

5. その他 なし

6. 閉会 (略)